

平成 29 年

ふれあい通信

第 5 号

3 月 28 日



春の全国交通安全運動

4月6日(木) ~ 4月15日(土)



4月10日(月)

交通事故死ゼロを目指す日

運動の基本



子供と高齢者の交通事故防止

~事故にあわない、おこさない~



運動の重点



歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外です。
- 2 車道は左側を通行しましょう。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
- 4 安全ルールを守りましょう。
- 5 子供(13歳未満)はヘルメットを着用しましょう。



※高齢者もヘルメットを着用しましょう。(滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)



後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

- 1 車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- 2 バスやタクシーなども、シートベルトが設置されている場合は着用しましょう。
- 3 6歳未満の子供を車に乗せるときは、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

平成28年中の自動車乗車中死者 **18人** (特殊車を除く)



シートベルトを着用していたのは…… **9人**

シートベルトを着用していなかったのは…… **9人**

着用率

50%

着用していなかった9人の内**4人**が、シートベルトを着用していれば助かった可能性があります。



飲酒運転の根絶

- 1 車を運転する人はもちろん、職場や地域ぐるみで、「飲酒運転をしない、させない環境」を作りましょう。
- 2 飲酒運転をするおそれがある人に対して、車両を提供しない、お酒を勧めない、飲酒運転する人の車に同乗しないことを守りましょう。



市役所職員や銀行員を名乗る 還付金等詐欺の電話にご注意!

「還付金の手続き期限が過ぎています。」
 「今日中ならATMで手続きできますよ。」
 「すぐに携帯電話とキャッシュカードを持って、量販店のATMへ行ってください。」
 「ATMの操作方法を電話で教えます。」



このような方を見かけられたら、「詐欺ではないですか？」のお声かけを!

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
 TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp